

## 基礎・境界ソサイエティおよび NOLTA ソサイエティ学術奨励賞選定委員会の 学術奨励賞受賞候補者選定手続

選奨規程第23条にいう学術奨励賞受賞候補者の選定は、この手続に従って行う。

1. 基礎・境界ソサイエティおよび NOLTA ソサイエティ学術奨励賞選定委員会委員長(以下委員長と略称する)は基礎・境界ソサイエティおよび NOLTA ソサイエティ学術奨励賞選定委員会(以下委員会という)を当該年度の定時社員総会後速やかに設置する。委員会は基礎・境界ソサイエティ(以下 ESS という) 次期会長(委員長)のほか、NOLTA ソサイエティ(以下 NLS という)会長、ESS 事業担当・サブソ担当の副会長、ESS-NLS 大会担当幹事2名(幹事)、ヒューマンコミュニケーショングループ(以下 HCG という)の代表者、ESS, NLS および HCG の研究専門委員会(常置)委員長をもって組織する。また、このほか投票権のみを行使する投票委員を置く。
2. 投票委員は、常置の研究専門委員(副委員長・幹事)のほか、各大会座長(一般講演・シンポジウム講演を担当した座長)とする。
3. 委員長は各大会の終了後、速やかに委員会委員、投票委員(以下共に委員と略称する)に対し当該大会の講演者で、この奨励賞を受ける資格のある者から2名以内を選び氏名および講演題目を付して記名推薦を求める。
4. 委員長は、各大会開催期間中当該会場および各大会の終了後、推薦の条件、締切期日等を機関誌等に掲載し、所定の用紙により正員1名につき1名の記名推薦を求める。
5. 委員長は3項および4項の推薦に基づき、委員会において受賞資格を審査の上、学術奨励賞第一次予選候補者一覧表を作成し、委員に配布する。
6. 委員長は、委員に前項の一覧表のうちから4名以内で無記名投票を求める。
7. 委員長は、前項の投票結果に基づき、得票順に適宜の人数を選び第二次の予選候補者一覧表を作成し、委員に配布する。
8. 委員長は、委員に前項の一覧表のうちから4名以内で無記名投票を求める。
9. 委員長は、前項の投票結果を参考とし、当該年の発表論文件数の1.5%を上限として選定し、委員会の承認を経て候補者を決定する。
10. 委員長は、受賞候補者が決定した時は、候補者氏名、出身学校、卒業年次、所属および講演題目を記した調書を作成し ESS-NLS 共同運営委員会および委員会に報告する。

(補足)同一候補者が複数のソサイエティで選定された場合の手続き

同一候補者が複数ソサイエティで選定された場合、受賞ソサイエティを1つに絞り込み、受賞対象外となったソサイエティは次点(重複した人数分)を繰り上げることとする。

(手順)

1. 第二次の予選が終わった時点で、ソサイエティ間で候補者の重複がないか事務局で確認し、重複がある場合は、該当するソサイエティに次点(重複した人数分)まで選定した上記10項の候補者名簿の作成を依頼する。
2. 当該ソサイエティは次点まで選定した上記10項の候補者名簿を作成し、委員会に報告する。
3. 同一候補者の受賞ソサイエティの絞り込みは、委員会が行い、特段の理由が無い場合は「相對順位が上位のソサイエティ」での受賞とする。
4. 3で受賞対象外となったソサイエティは、当該候補者を削除し、次点を繰り上げる。

1997年12月15日 ESS制定

2014年1月8日 補足説明追記, 学術奨励賞委員会承認

2015年6月15日 NLSが委員会に参加, 注意事項として追記

2023年9月13日 委員会名称変更, ESS-NLS共同運営委員会にて承認

(変更前)基礎・境界ソサイエティ学術奨励賞選定委員会

(変更後)基礎・境界ソサイエティおよびNOLTAソサイエティ学術奨励賞選定委員会